

総務常任委員長報告

委員長 湯浅正司

総務常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

議案第6号「阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」

税務課長から補足説明があり、委員より、「県に納める国民健康保険料納付金は、今後、増える可能性があるのか。その場合、さらに保険税の値上げという形に追い込まれるのではないかと危惧するが、



長補佐から、「今回の

ことによって、効率的

弁がありました。

00万円の収入に対し、

税務課所管分

議案第23号「平成30年度阿蘇市一般会計予算について」

のと決定いたしました。

の約70万円となり、そ

の路線バスに対して補

の答弁がありました。

トはあると考えます。

ましては、自前のコミュ

の負担は抑えられ、前

約7割増強しております。

質疑があり、企画係長

と考えております。」と

また、地籍調査事業に

ニティバス、および、熊

以上のような審査を

つきましては、75%が

本電鉄が自主運行して

経た結果、本案は原案

象となっており、市の

してあります。要はそ

のと決定いたしました。

その成果として、宅地、

また、産交バスへ支払

の負担は抑えられ、前

約7割増強しております。

質疑があり、企画係長

と考えております。」と

また、地籍調査事業に

ニティバス、および、熊

以上のような審査を

つきましては、75%が

本電鉄が自主運行して

経た結果、本案は原案

象となっており、市の

してあります。要はそ

のと決定いたしました。

その成果として、宅地、

また、産交バスへ支払

の負担は抑えられ、前

約7割増強しております。

質疑があり、企画係長

と考えております。」と

また、地籍調査事業に

ニティバス、および、熊

以上のような審査を

つきましては、75%が

本電鉄が自主運行して

経た結果、本案は原案

象となっており、市の

してあります。要はそ

のと決定いたしました。

その成果として、宅地、

また、産交バスへ支払

の負担は抑えられ、前

約7割増強しております。

質疑があり、企画係長

と考えております。」と

また、地籍調査事業に

ニティバス、および、熊

以上のような審査を

つきましては、75%が

本電鉄が自主運行して

経た結果、本案は原案

象となっており、市の

してあります。要はそ

のと決定いたしました。

その成果として、宅地、

また、産交バスへ支払

の負担は抑えられ、前

約7割増強しております。

質疑があり、企画係長

と考えております。」と

また、地籍調査事業に

ニティバス、および、熊

約26億9,500万円の経費がかかっております。差し引きマイナス18億6,800万円になります。それを総運行距離で割った額が1km当たりの標準経費となり、その単価は222円90銭となります。本市のように面積が広く運行距離が長い自治体は、その単価で算出すると、どうしても経費が高くなつてきます。都市部であっても、路線バスの本数が多い熊本市あたりは、総運行距離が長くなるため、非常に経費が高くなるという状況です。その総運行距離に対して出された経費から、各市町村の利用者が払った利用料金の収入分を差し引いた額を補助金として支払うため、バスの利用者が少ない本市においては、概ね6,000万円から7,000万円の負担が、毎年発生している状況です。」との答弁がありました。

委員より、「産交バスが赤字運営となる場

合、多少なりと公共交通機関としての責任もあるのではないかと考へるが、現在は各自治体からの多額の補助金で不足分は補われている。とは言え、本市で運行されているバス路線が廃止となった場合は、市民の方々が迷惑を被ることとなる。その辺りの関係性が説明できればお願いしたい。」との質疑があり、**財政課長**を検討する中で出された結論としましては、産交バスが運行しなければ、本市の公共交通体系は維持できないという現状があります。公共交通と言いながらも、産交バスは民間の事業者ですので、赤字路線であれば当然、撤退される可能性も出てきます。そうなった場合の比較、検討としまして、本市が自前でこの公共交通を担うとしたとき、どの程度の経費が必要になるかを試

算しましても、当然、産交バスに委託するほうが経費は抑えられます。負担が少なく済むということで、無理してでも産交バスに公共交通体系を維持していただきたいとの見解に至った経緯があります。」との答弁がありました。それに対し、**委員**より、「不足分はすべて自治体の負担となるのは、納得いかないところがあるが。」との意見があり、**財政課長**から、「市」としましては、特に高齢の方や、交通弱者の方々の移動手段として、地域の公共交通の確保ということが課題となっております。経済的な観点からみましても、産交バスにお願いすることが得策ではないかとの結論で、これは致し方ない補助金だと考えます。」との答弁がありました。

総務課所管分

委員より、「区長報

酬の予算の関連で、区長によっては、非常に広い範囲を担当されている方と、反対に、かなり狭い範囲の方とおられる。区長にお願いする仕事も増えてきており、それに対する対価もある程度は考慮しなければならぬ。その際、隣接地域の区の統合ということも、以前から提案をしているが、そのあたりはどのようなになっているか。」との質疑があり、**総務課長**から、「区長会の中で、『現時点において、自分の区の統合は必要か。』との内容のアンケートを出させていただいております。市が主体的に、経費節減のために統合をしていただくというような形ではなく、自分の区の運営に無理があるといったところがあるようでしたら、そういった検討も可能であるところと案内はしているところとです。」との答弁があり、それに対し、

委員より、「私の考えは、経費節減のための統合ではなく、区長としての仕事も、以前に比べ煩雑化しているため、小さい集落の区長の方々にも、ある程度厚い保障で活動していただいたらと考える。一部の区長から、不満の声を耳にすることもあるため、経費の問題以上に、区長に対する報酬についても配慮していくべきでは。」との意見があり、**総務課長**から、「現在、区長報酬につきましては、10万円を基本に、1軒あたり200円の報酬となつ

ております。区の統合につきましては、逆に大きくならずして手が回らなくなつたといったところも出てきており、統合、もしくは、分割も視野に入れながら、報酬のあり方につきましても検討したいと考えています。」との答弁がありました。以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。



路線バス